

障がい児者への性暴力事件の実態

～被害者支援・子ども支援に関わる弁護士実務から
実感する刑法性犯罪規定改正の必要性～

弁護士 芹澤杏奈

(せりざわあんな、神奈川県弁護士会、美雨法律事務所)

1

【自己紹介】

- ▶ 神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会
(ワンストップセンター設立部会)
- ▶ 神奈川県弁護士会子どもの権利委員会
(付添人拡充部会、福祉部会)
- ▶ 犯罪被害者支援弁護士フォーラム
(VSフォーラム) 会員
- ▶ Asian Law and Society Association(ALSA)会員
- ▶ 最決平成30年6月26日
第一審宮崎地裁 被害者E代理人

2

障がい児者への性暴力事件の問題点①

▶被害が潜在化しやすい

...被害者本人が被害を認識できない場合、そもそも犯行
が発覚しないことも。

有罪立証できると検察が判断しても、親や学校などが
起訴や事件化を希望しない場合も。

※事件として表面化する事案は、ほんのひと握り。

3

障がい児者への性暴力事件の問題点②

▶被害に遭いやすい特性

...「被害を訴えることが難しそうだ」と
加害者から認識されて標的にされる。
無邪気の人懐っこく純粋な被害者も。
被害者が被害を認識できないことも。

4

障がい児者への性暴力事件の問題点③

▶被害者供述の信用性を担保できないことが多い

...被疑者被告人が否認する場合、被害者供述の信用性弾劾が比較的容易。

→被害届や告訴の不受理、不起訴、無罪

※警察等の対応による二次被害、たらい回し

5

司法面接（協同面接）

- ▶ 子どもや障がい者など、何度も同じことを聴取すると、記憶が混乱、汚染されてしまう人が被害に遭った場合、専門の研修を受けたインタビュアーが、誘導のない特別な手法で行う面接方法。
- ▶ 供述者の心理的負担を軽減し、誘導や暗示を受けやすい供述者（児童など）の供述内容の信用性を確保するため、繰り返しの事情聴取を回避し、また、関係機関で情報を共有する。

6

協同面接に関する通達等

- ▶ 平成27年10月28日雇児総発1028第1号，同日付最高検刑第103号，同日付警察庁丁刑企発第69号等
- ▶ 平成30年7月24日付子家発0724第1号，同日付最高検刑第38号，同日付警察庁丁刑企発第47号等
- ▶ 令和元年5月14日付子家発0514第4号，同日付最高検判第1号
- ▶ 刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
平成29年6月16日参議院法務委員会 第8項
- ▶ 検察官、甲南大学法科大学院教授 田中嘉寿子
「性犯罪の被害者の供述の信用性に関するあるべき経験則について—防災心理学の知見の応用：正常性バイアスと凍り付き症候群—」69頁

7

司法面接の必要性

- ▶ 子どものみならず、障がい者にも必要！
→障がい者に対する司法面接制度の充実を。
- ▶ 録音録画DVDは被害者に開示されるべき。
→代替性なし※検察庁の取扱い...供述調書に準じ代替性あり
- ▶ 刑訴法321条4項での証拠採用。
- ▶ 系統的全身診察等のケアとセットでの面接。

8

障がい児者への性暴力事件の実態

- ▶ 被害が性犯罪と認められないショック（最大の二次被害）。
 - ▶ 「忘れなさい」と言われ、切り捨てられる辛さ。
 - ▶ 加害者は野放し。加害者は、捕まらないから、繰り返す。
 - ▶ 被害者は、忘れたくても、忘れられない。
- 被害の軽視
- ▶ 通常どおりの被害者供述の聴取や尋問では容易に弾劾されてしまう。
 - ▶ 被疑者被告人は、否認すれば、簡単に不起訴、無罪。
- (→通常の反対尋問に晒すことは、被害者に不可能を強いることでは?)

9

罰せられるべきが罰せられず、加害が繰り返され、被害者が増え続けることは、冤罪と同じくらい問題。

- すべての問題は、「犯罪」であるべき行為が犯罪でないからこそ生じている。
- 刑法の構成要件を、現に起きている性被害の実態に合うよう改正すべき！

10